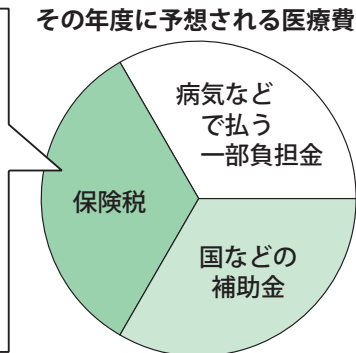


知っておきたい国保のポイント ごぞんじですか。国保の保険税

- 平成19年度の医療給付費及び介護納付金分に係る税率
- 所得割
世帯の所得に応じた計算
 - 資産割
世帯の資産に応じた計算
 - 平等割
1世帯当たりにかくらと計算
 - 均等割
世帯の加入者数に応じた計算



●**保険税の決まり方**
市町村のその年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。保険税の割り当て方は、左の4つの項目から決定し、1世帯当たりの保険税が決まります。

国保（国民健康保険）は、病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の決め方や納め方について理解を深め、納付にご協力をお願いします。

●**納める方**
保険税を収める納付義務は、国保の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。

●**いつから納めるか**
国保に加入する資格が発生した月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。

●**口座振替のご案内**
保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなるので、忙しい方、不在がちな方に便利です。
○申し込みの手續きに必要なもの

- ・預（貯）金通帳
 - ・印鑑（通帳の届出印）
 - ・納税通知書
- ☆これらを持って、口座振替取扱い金融機関へ

◆**問い合わせ先**
伊奈庁舎国保年金課
☎58・2111
(内線1181、1185、1186)

☆平成19年度国民健康保険税率が改正されました☆

国民健康保険制度は、いざというときに安心してお医者さんにかかるように、みんなで支えあう助け合いの制度ですが、近年、高齢化が進むなか医療機関での受診回数が増えることや、高度医療技術の進展などにより医療費が年々増加しています。このことから、国民健康保険の運営は極めて厳しい状況であり、安定的かつ信頼できる制度として維持するために、平成19年度の保険税率が次のように改正されました。

国民健康保険加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	基礎課税額分		介護分（40～64歳の方）	
	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得による)	8.0%	→ 9.0%	0.9%	→ 1.0%
資産割 (固定資産税による)	35.0%	→ 35.0% (据え置き)	5.0%	→ 5.0% (据え置き)
平等割 (1世帯当たり)	20,000円	→ 23,000円	4,000円	→ 5,000円
均等割 (加入者1人当たり)	15,000円	→ 18,000円	6,000円	→ 7,000円

基礎課税分限度額が53万円から56万円に変わりました。
介護分限度額9万円は、昨年と変わりません。